

# 札幌社保協 FAXニュース

2013年 12月16日(月)  
社保協事務局 発行  
Tel823-0867 Fax821-3701  
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp  
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期  
高齢者医療110番  
は12月26日(木)

## 高齢者 元気パワー見せる時 今でしょ!

### 年金削減に抗議し審査請求を進める

年金削減2.5%の1回目が始まった12/13の年金支給日には、年金者組合各支部が道内各地で宣伝を行いました。地下鉄琴似駅前では、年金者組合西支部・西区守る会・西区社保協等20人以上が参加し、湿っぽい雪が降り続く中、年金削減反対と審査請求について、また19日の西区SOS相談会の案内をしました。

#### 高齢者の怒りの大きさを審査請求で示す

午後は北区民センターに札幌市内と近隣自治体の年金者組合が集結し、道央圏の決起集会を開催、127人が参加しました。各地域の代表が削減に反対し、審査請求を進める決意を表明。黒沢道労連議長、大橋道社保協会長が連帯のあいさつをしました。三浦道生連会長は生活保護審査請求の経験を紹介し、年金の引き下げに対して道生連も不服審査請求でたたかうとあいさつしました。

東支部は壇上に横断幕を持って上がり、菅原婦人部長は年金引き下げの学習会を開き、参加者から怒りを込めた不満が次々と出て、「もう黙ってはいられない、高齢者の怒りの大きさを示すために1月の審査請求を一人でも多くの人に知らせ、全力で成功させよう」という話し合いになったと発言。最後に川柳「高齢者 元気パワーを見せる時 今でしょ」を紹介しました。



↑道央圏決起集会  
会(札幌東)  
←地下鉄琴似  
駅、西区の宣伝

## 使えない! 新? 「国保一部負担減免要綱」

札幌市は国保一部負担金(通院・入院の窓口支払い分)減免の要綱を改定し、12/1から施行しましたが、今までの要綱や国が示している基準から大きく後退し、「改悪」された内容となりました。札幌社保協と道生連は見直しと実施延期を申し入れましたが聞き入れなかったため、11/28には記者クラブで問題点を示しました。

以下は今回の改悪の問題点です。

【第1】国保料の完納を対象世帯の要件にしている。現行制度「保険料の納付意思がない世帯」を対象外とする取り扱いでした。「改訂」では「納期が到来しているものについて完納していること」になり、1円でも未納であれば対象にしないと変更したのです。医療費の支払い困難者は保険料納付困難者でもあります。国は「保険料の滞納の有無にかかわらず実施してほしい」と2013年11月26日(火)全生連交渉の席でも明確に述べており、道庁も「保険料滞納の有無に係わらず、減免申請を受け付けて審査するように」(2012年2月13日付保健福祉部健康安全課参事通知)との通知文書を出しています。札幌市は「国保料完納は原則を明記したもの」と言い張っていますが、国や道の考えを否定する重大な逸脱です。

【第2】預貯金の保有を原則否定しています。国は生活保護基準の3ヶ月以下の預貯金は良いとしています。札幌市も現行制度は預貯金を「減免期間が1ヶ月の場合は、生保基準の3ヶ月以内である世帯」を対象範囲としていましたが、「改訂」では全額を収入認定とする見解に変わりました。「一部負担金減免」は「地方税」や生活保護申請とは違い、財産を使い果たしてから制度を適用させるというものではない筈です。

【第3】新たに不動産・保険等の資産を要件にしています。「改訂」では、生活また営業上の必需資産以外の資産(不動産、預貯金、有価証券、保険、車両等)があれば、非該当とする考え方を導入しました。しかも、判定基準が不明確であり、行政担当者の裁量で勝手に解釈される恐れがあります。これでは、自営業者は原則この制度から除外されることになりかねません。

【第4】収入認定期間を前年収入比から、直前3ヶ月に限定しています。前年より退職・失業等で収入減少したとしても、直前の収入が減収のままでは非該当とされ、支払い困難でも制度から排除される事態が発生します。一部負担金減免本来の目的から外れる事は明白です。